

## [事案 2023-58] 特定疾病保険金支払請求

・令和6年5月8日 裁定終了

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、特定疾病保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成18年4月に小脳梗塞・めまい症と診断され、ふらつきの後遺症が残ったため、平成11年7月に契約した特定疾病保障保険にもとづき、令和3年5月に特定疾病保険金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1)平成18年4月に小脳梗塞を発症し、初診日である同日から60日以上経過した日以降も、めまい症やふらつきの後遺症が残った。
- (2)医師は、平成18年5月の退院時に「症状ほぼ消失し退院」と書類に記載しているが、「ほぼ」であり、完治はしていない。
- (3)医師は、令和4年5月作成の診断書において、「小脳梗塞による他覚的症狀としてふらつきは平成21年11月の診察時では後遺症として認めている。令和4年5月の診察時にも時にめまい感の自覚あり、これは小脳梗塞の後遺症として否定できない」と記載している。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の特定疾病保険金は、約款の規定上、脳卒中について初めて診療を受けた日から60日経過時点で、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合に支払われる。
- (2)申立人は、平成18年4月に小脳梗塞と診断され入院したが、12日後には症状がほぼ消失し、退院した。そのため、発症からその日を含めて60日以上言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続していたことを裏付ける検査結果等の客観的データを確認できず、特定疾病保険金の約款の支払事由に該当しない。
- (3)診断書および医療記録に、平成21年頃にめまい感やふらつきの症状が残っていたことをうかがわせる記載があるが、自覚症状であり、検査結果等にもとづく他覚的な神経学的後遺症ではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、特定疾病保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。